

都城市立中霧島小学校 P T A 会則

第Ⅰ章 総 則

第1条（名称）

本会は、中霧島小学校 P T A と称し、事務局を中霧島小学校内におく。

第2条（目的）

本会は、家庭・学校並びに地区が一体となって、児童の福祉増進に努め、民主教育の発展に寄与することを目的とする。

この目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 会員の研修並びに会員相互の理解と親睦の推進
- 2 児童の学習・生活指導・給食並びに保健への協力
- 3 教職員の研修援助
- 4 本校並びに地域の教育環境の純化への協力
- 5 その他会の発展と教育上必要と認められる事項

第2章 組織と機関

第3条（会員）

本会は、本校児童の保護者並びに本校職員をもって、組織する。

第4条（総会）

本会の最高決議機関として、P T A 総会をおく。

総会は、原則として毎年4月に開催し（定期総会）役員の選出、年間事業計画の審議、予算および会計報告の審議などを行う。

なお、会員の過半数の要求があったとき、または総務委員会が必要と認めたときは、総会（臨時総会）を開くことができる。

総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立する。そして、止むを得ない場合は委任状を認める。

第5条（総務委員会）

本会の最高執行機関として総務委員会を置く。

総務委員会は会長、副会長及び各専門部長、地区委員、学級委員長で構成し、総会の開催、会計の報告、予算案、年間事業計画その他の議案等の作成、提案及び各専門部の事業の審議と調整を行う。

第6条（専門部会）

本会の総務委員会に次ぐ執行機関として2つの専門部と3つの委員会を置き、次の事業及び活動を行う。各専門部会は学級P T A 委員、地区代表委員及び本校職員で構成する。

- 1 地区育成部 ……会員の研修や奉仕作業等の計画運営
- 2 生活指導部 ……交通指導、親子会等校外生活指導
- 3 学年委員会 ……学年・学級P T A 計画・行事・家庭教育学級支援
- 4 広報委員会 ……P T A 新聞発行
- 5 保健体育委員会…学校保健委員会立案計画運営・運動会協力

第6条の2（家庭教育学級）

本会に家庭教育学級を開設する。

第7条（特別委員会）

本会の目的達成のため、必要に応じ特別委員会を置き、総務委員会の決議によりその都度構成する。但し、役員候補者推薦委員会の構成員は、各地区代表として、地区育成部役員をもって構成する。なお、特別委員会の正副委員長は委員の互選により決定する。

第8条（学年部・学級長）

本会の下部組織として、学級PTAを置き学級及び学年の教育経営に協力する。

学級長は各学級の会員の互選により各学級3名とし、学年部長は学級長の互選による。3名の中で1人は学年委員会か家庭教育学級に所属し、学年委員になり、他の2名は保健体育委員会と広報委員会に所属する。

第9条（地区PTA）

本会の下部組織として地区PTAを置き、地区における成人教育並びに児童の福祉について企画実践する。地区PTAに地区育成部員、生活指導部員各1名を置く。

第3章 役 員

第10条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	3名
専門部会長	5名	書記	1名(T)
会計	1名(PTA雇用)	監査	2名(P2)
家庭教育学級長			1名

第11条（選出）

本会の役員は次の方法で選出する。

- 1 会長、副会長及び監査は総会において役員候補者推薦委員会の推薦した候補者の中から選出する。
- 2 専門部会長は各専門部会員の互選とする。
- 3 書記及び会計は会長が委嘱する。
- 4 顧問は会長が委嘱する。
- 5 地区育成部員、生活指導部員は各地区から1名ずつ選出する。

第12条（役員の職務）

本会の役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する
- 3 専門部会長は、専門部会を代表し、その活動を総括する。
- 4 書記は庶務を司る。
- 5 会計は経理を司る。
- 6 監査は会計経理(PTA会計、その他)の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 7 各専門部会長は各部を代表し、その活動を総括する。

第Ⅰ3条（役員の任期）

本会の役員の任期は、総会から翌年の総会までとし、再任を妨げない。

但し、任期満了後においても、新役員が決まるまでは引き続き旧役員が本会の運営に当たるものとする。

第Ⅰ4条（会計）

本会の経理は、会費、寄附金及びその他の収入をもって当てる。

1 会費は総会で決定する。

2 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

3 予算の執行に当たり年度途中において支障を生じた場合は総務委員会に計り予算の組み換えができる。但し、この場合次の総会の承認を受けるものとする。

4 会計規定は総務委員会で別に定める。

第4章 付 則

第Ⅰ5条（改正）

規約の改正は総会の出席の3分の2以上の賛成を必要とする。但し、改正案は総務委員会で作成し、総会に提出する。

第Ⅰ6条（表簿）

本会に、次の表簿を備え、当該係は会員の要求があるときは、いつでもこれを閲覧させなければならない。

- | | | | |
|---------|--------|----------|----------|
| 1 会則綴り | 2 役員名簿 | 3 予算・決算書 | 4 会費徴収簿 |
| 5 会計整理簿 | 6 賞金通帳 | 7 備品台帳 | 8 給食関係表簿 |
| 9 その他 | | | |

第Ⅰ7条（付記）

付則として付記する事項は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 昭和22年 | 発足 規約決定 |
| 2 昭和24年 | 一部改正 |
| 3 昭和26年 | 一部改正 |
| 4 昭和30年 | 全面的改正 |
| 5 昭和34年 | 一部改正 |
| 6 昭和40年 | 一部改正 |
| 7 昭和44年 | 全面的改正 |
| 8 昭和48年 | 一部改正 |
| 9 昭和51年 | 一部改正 本改正案は昭和51年5月1日より施行する。 |
| 10 昭和54年 | 一部改正 |
| 11 平成元年度 | 一部改正 |
| 12 平成2年度 | 一部改正 [第7条] |
| 13 平成3年度 | 一部改正 [第7条、第8条] |
| 14 平成5年度 | 一部改正 [第6条、第10条、第17条10] |
| 15 平成6年度 | 一部改正 [第6条の2] |
| 16 平成8年度 | 一部改正 [*経理付則] |
| 17 平成10年度 | 一部改正 [第6条] *文言修正 |
| 18 平成18年度 | 一部改正 [経理付則] |
| 19 平成19年度 | 一部改正 [経理付則] |

20 平成26年度	一部改正 [経理付則]
21 令和3年度	一部改正 [第6条、第17条、経理付則]
22 令和4年度	一部改正 [第7条] [旅費規程]
23 令和5年度	一部改正 [第3条・第6条・第9条・第10条・第12条 第17条・経理付則2・組織図]
24 令和7年度	一部改正 [第6条・第8条・第9条・第10条・第11条 第12条・第13条]

この会の中に「地区」とあるのは、谷1、2、3、5、6、7、8、9
山内1、山内2、古江の11地区を言う。

但し、総会（または総務委員会）の承認があれば、各地区が合同で活動する
ことができる。

合同で活動する地区 谷1・2・3、谷6・7・8・9、山内1・2・古江

※ 経理付則

本会の経理は、下記によって行う。

| 保管する表簿

- ① 現金出納簿 ② 予算整理簿 ③ 領収書 ④ 寄付台帳 ⑤ 預金通帳

2 経理内容

- ① 本会に功労のあった者に謝意を表する。

感謝状（額付き）と花束等〔尚、花束代は3000円以内に納めるものとする〕

- ② 職員の転出に際しては、花束を送る。〔尚、花束代は3000円以内に納めるものとする〕

- ③ 事務手当として会長2万5千円、副会長1万5千円、書記1万円、監査2千円を支給する。

- ④ 職員、会員、児童の傷病、死亡に際して見舞金を出す。

尚、香典の他については、三役がその都度協議し善処する。

事故範囲	職員に対して	児童に対して	職員家族、配偶者	会員
療養	1か月以上の場合 5000円	1か月以上の場合 5000円	なし	
死亡	香典料として10000円 その他 花輪、めざまし、弔電	香典料として5000円 その他 弔電		

3 旅費規定

- ① 町外の会員研修会等出会いの場合、日当として1000円を支給する。

- ② その他は協議によって善処する。

中霧島小PTA組織図

